

起因物、事故の型：その他の金属加工用機械 - はさまれ巻き込まれの死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	10～11	被災者は工場内でマシニングセンターによる部品加工作業中であった。製品を治具に取り付ける際にクランプを忘れた。起動ボタンを押してからそれに気づき、慌ててクランプしようとしたが、治具が機械内へ移動し始め、送り出す回転扇と機械の間に左腕を挟まれ、腕と胸を圧迫し負傷した。	67	11502	10～29
1	10～11	被災者は、会社工場内でスポット溶接のチップ交換中、セット完了後に左手でチップの表面をゴミがあるような気がして撫でていた。その際に、被災者が無意識のうちに自己の右手でスイッチを押してしまい、機械に指を挟んで負傷した。	65	11502	50～99
1	14～15	生産課作業場において、多軸タップ機を操作しているタップ工程作業中、治具の上に製品を置き手を引こうとした際に、誤って足踏みスイッチを押してしまい、タップ機が作動し、ドリル部が降りて左手甲部2ヶ所に当たり挫創した。	37	11203	100～299
1	16～17	手スリの加工作業中、丸パイプの接続部をエグリの機械を使いめぐっていて、丸パイプが短く、刃の方からしか手が入らず、回転する刃の方に手を持っていった所、手袋ごと指を巻き込まれ、切断してしまった。	51	11209	1～9
1	10～11	タップ加工作業中に製品に付着した切り屑を払っていたところ、右手中指付け根付近とタップが接触して巻き込まれた。（指先の巻き込まれ防止加工がされた手袋着用）その後、右手中指の脱臼骨折と診断され手術を行ったが、固定ピンを外すまでは完全な安静（手を使わない）を保つ必要がある。また、可動域が狭くなる等の後遺症がある可能性について	62	11203	100～299

		も示唆された。			
1	9~10	当事業所内でバルブを加工中、切り粉が右手袋に掛かり、バルブのフランジ部分に右手を挟まれ、バルブの回転をすぐに止めたが、負傷した。	25	11209	1~9
1	16~17	製造現場でマシニングセンターの工具交換作業をしている時、工具交換のプログラム運転中だったが、運転を開始し、待っている時間（数秒）に他の作業をしていた。運転中だったが運転終了したと思い込み、工具に手を伸ばしてしまい、その時に機械のアームが移動して、工具とアームの間に指を挟んでしまった。	41	11209	1~9
1	8~9	キャラバン車のメンバー工程で、FR SIDE MBR RHを助力装置にてセット後に、2ND CROSSのセット忘れに気付いた。その為、反対側の作業者と2人でFR SIDE MBRを持ち上げ、忘れた2ND CROSSをセットしてFR SIDE MBRを下ろす際に持ち位置が悪く、治具のロケットピンの先端部とFR SIDE MBRの間に左第2指が挟まり受傷した。	32	170101	1~9
1	8~9	キャラバン車のメンバー工程でFR SIDE MBR RHを助力装置にてセット後に、2ND CROSSのセット忘れに気付いた。その為、反対側の作業者と2人でFR SIDE MBRを持ち上げ、忘れた2ND CROSSをセットしてFR SIDE MBRを下ろす際に持ち位置が悪く、治具のロケットピンの先端部とFR SIDE MBRの間に左示指先端が挟まり受傷した。	32	11502	1000 ~ 9999
2	13~14	当社工場内にて、鉄筋を機械で切断していた時、鉄筋がはねた為、切断機と鉄筋の間に左手を挟まれ負傷したものである。	42	11009	30~ 49
2	9~10	焼結リング成形エリアにて1名で5台の成形プレス可動の作動中、仕業立ち上げから約1時間後位に成型ワークの払い出し作業時に成形1号プレスで上パンチ（金型）の破損が発生したため上パンチを交換しようとした際、上パンチ取り付けプレートが下降し頭部を挟まれた後床に倒れている状況を同エリアに設置の改修調査（寸法確認）に来た方により、発見された。（状況推定）※光電管式安全装置は切れた状態で全面扉は開けられた状態で運転モードは連続であった。	38	11502	100 ~ 299
		当社内において、金属加工の作業中、機械を操作している時材料のロス			

2	3~4	に右手小指の付け根外側を機械に挟み負傷した。（ロス：金属加工後、残った材料）	54	11209	10~ 29
2	10~11	当社従業員は当社工場内にて刃物の製作業務に従事中、ショットブラスト機（焼き入れ後の刃物に付着したカーボンを落とす機械）の調整中、左手環指が同期のベルトに巻き込まれ同部を負傷したものである。	43	11201	—
2	14~15	自社工場内に於いて、鉄筋自動曲装置で鉄筋（直径10mm、長さ300mm）の加工作業中、鉄筋を支えた手の位置が悪く、機械に近づけ過ぎていて、手はずすタイミングも遅かったため、親指が鉄筋と下から回転してきた機械のローラーに挟まり受傷したものである。	21	11209	1~9
2	11~12	圧入機（圧力550kg）に複数部品を重ねて組立作業中、右手でプレスボタンを押していたところ、右側のリングが落下したため咄嗟に左手で取ろうとしたため、左手中指の指先が圧入機稼働部と部品の上に挟まり負傷した。	40	11301	100 ~ 299
2	16~17	鉄筋曲げ機を使って、鉄筋を曲げる際、垂直部分を握ったまま機械を稼働させたため、機械側面と鉄筋の間に右手薬指を挟んだ。	52	11209	—
2	10~11	治具を交換し治具上部の材料を押さえるシリンダーボルトを調整時、ボルト低部を右手中指（指の腹）で触ったまま左手でインデックス回転ボタンを押してしまった為、インデックステーブルが回転移動しながら、材料を押さえるシリンダーボルトが材料を押さえようとして治具内の材料とシリンダーボルトに右手中指を挟んでしまった。（切削機）	59	170101	300 ~ 499
2	8~9	鉄筋加工場において、機械を使用して鉄筋棒のU字曲げ加工の作業をしている時に、加工し終えた鉄筋を機械の近くに仮置きして次の鉄筋棒を加工したところ、アームが動きだした際に仮置きしてあった鉄筋を巻き込んでしまい、鉄筋を支えていた右手が挟まり負傷した。	44	170101	500 ~ 999
2	8~9	鉄筋加工場において、機械を使用して鉄筋棒のU字曲げ加工の作業をしている時に、加工し終えた鉄筋を機械の近くに仮置きして次の鉄筋棒を加工したところ、アームが動きだした際に仮置きしてあった鉄筋を巻き込	44	11209	1~9

		んでしまい、鉄筋を支えていた右手が挟まり負傷した。			
2	14~15	当工場内において、マシニングセンターで金型の取付盤の加工作業をしていたところ、裏表の反転をさせる為にワイヤーで吊り上げたが、本来台の上でしなければならないワイヤーの掛け替えを吊り上げた状態で行ってしまい、ワイヤーが外れ作業中の取付盤とマシニングセンターの機械の間に左手中指が挟まれて負傷したものである。	53	11305	10~ 29
2	13~14	品質保証部において鋳物製品の切断作業に従事中、切断機に製品を固定しようとクランプの可動側口金を締めた時、製品が傾いた状態に気付かず締めたため、製品を持っていた右手が製品と固定側口金に挟まれ、右中指を圧挫創した。	64	11502	50~ 99
2	13~14	派遣先にて、鋳物製品の切断作業に従事中、切断機に製品を固定しようとクランプの可動側口金を締めた時、製品が傾いた状態に気付かず締めたため、製品を持っていた右手が製品と固定側口金に挟まれ、右中指を圧挫創した。	64	170101	100 ~ 299
2	21~22	作業中、スライドがON状態でありスピードコントロールOFF状態になっていたため停止ボタンを押さずにON状態にしてしまったため、スライドが動いて右手人差し指を挟んだ。	51	11209	50~ 99
2	3~4	レバーサイクル歯切り盤の自動加工中に、切削油の治具への掛かりが悪いのに気づき、ワークヘッドが上昇する前にクーラントノズルの位置を調整しようとした。（設備を止めずに自動加工のまま調整した。）設備手前から右手を入れ、ノズル調整中にワークヘッドが上昇し、右手小指がワークヘッド可動部にあった為、ワークヘッドと前進端リミット部の間に右手小指を挟まれた。	34	11502	500 ~ 999
2	16~17	鉄筋を加工する工場で手動の鉄筋曲げ機で鉄筋を曲げる時に、いつもは手は安全な所を確認しながら鉄筋を持って曲げているのだが、この日、手の位置を誤って鉄筋が曲がる近くにあり、鉄筋と一緒に、左手の親指が鉄筋と機械の間に挟まって怪我をした。	34	11209	1~9
		倉庫内出入口付近で果樹園雨除け資材のアーチパイプ曲げ加工を3名にて			

2	16~17	作業をしていた。原管（直管：19φ×2140mm）の汚れ拭き取りを被災者が行い、作業者がベンダー（曲げ機）による曲げ加工を担当し、加工後の製品結束を行う。得意先車両が倉庫出入り口に停車した時、担当の被災者と作業者がリフトにて資材の積み込みに向かう。被災者は積み込み作業に注意を払いつつ作業を継続したが、原管に添えていた右手袋がベンダー回転部に巻き込まれ、中指切断と人差し指の先端を損傷する。	44	80109	—
2	14~15	加工機（単能機）において、加工品（ワーク）の長さを短くする切削で切粉が出るが本来は竹の棒等で取り除くのであるが、今回手で切粉を取り除いた為、スライド（刃物台）と固定部に指を挟まれた。手を出すことは、当社においては厳禁しているが、本人がこれを守れず、手（手袋付）で切粉を取り除こうとした。	60	11509	10~ 29
2	9~10	ワーク（自動車部品名称：変速カム）の切削後に出るカエリを除去する専用機械において、そのワークを右手で専用機械に挿入し、右手でスイッチを押すと押し型が矢印の方向に出るが、何らかの状態で右手でワークを挿入した時にスイッチに当たり押し型の所で右手を挟まれ負傷した。	33	11509	10~ 29
3	14~15	当社鉄筋加工場内で、鉄筋曲げ機を使用し鉄筋の曲げ作業（太さD19、曲げ角度180度）をしているときに、180度に曲がってきた鉄筋材と寸法出しの治具との間に右手中指を挟んだ。	38	11209	10~ 29
3	15~16	作業所にあるラウンド加工機の操作をしていたところ、切断した鋼帯を移動させるローラー部分に左手がはさまれた（軍手はしていた）。	64	11209	30~ 49
3	17~18	派遣先事業所にて、機械加工するため製品FWPをセッティングする際、右手親指を間に挟み負傷した。	25	170101	10~ 29
3	10~11	事業場内にて、自動丸鋸切断機に材料を固定するために油圧バイスを締めたところ、誤って材料と油圧バイスの間に右母指を挟んでしまい、負傷した。	39	11301	30~ 49
		当社工場内にて、ベンダー（高さ140cm、幅65cm、奥行300cm）に上る曲			

3	11~12	げ加工の段取り中に、タッチパネルを押し間違え、左にあるベンダーが突然作動してしまい、ベンダーに置いていた左手の指3本を挟み、指先から4~5cmに重傷を負った。	68	11502	10~ 29
3	13~14	本社工場で機械で鉄板の曲げ加工中、スイッチを足で踏んで起動させた際に、誤って左手を入れてしまい負傷した。	35	11502	10~ 29
3	9~10	組立ラインでカシメ機を用いて組立作業をしていた時、無意識に右手をカシメ機の下にもって行き、カシメ機インサートが人差し指に当たり、指を損傷した。	42	11502	100 ~ 299
3	16~17	鉄筋加工場において鉄筋を曲げる作業中、手にはめていた手袋が巻き込まれ、指も一緒に巻き込まれた。	30	11209	1~9
3	10~11	エレメント班作業場1階でローリングミルのメンテナンス中、回転体を作動させた状態で研磨作業をしている時に、手袋が巻き込まれ指が挟まり負傷した。	40	11402	—
3	10~11	工場内で銅パイプ切断作業中、ポジショナーに銅パイプを回転させパイプカッターで切断中に、左手（手袋装着）が回転する銅パイプに巻き込まれ、左手第4指・第2関節挫滅及び開放骨折した。	33	11209	10~ 29
3	9~10	当工場内の再生資源物のプレス機の周りの掃除を終え、支柱と扉の間に手を掛けて、プレス機の台座に戻ろうとした時に、丁度、圧縮物によって使う攪拌機を出し入れする扉が開き扉はレールに沿って開閉されるが、開くと扉と支柱には隙間が殆どないため、扉と支柱に挟まれて、左手の親指を除く4指を複雑骨折した。	67	80109	10~ 29
3	11~12	工場内で材料を加工する際、材料押さえのバイスと材料の間に手を置いた状態で押さえたため、挟まれ負傷した。機械を使い始めたばかりで作業手順に不馴れであった。	26	11209	10~ 29
4	10~	本社工場にてねじ穴を一度に4カ所加工するタップ作業中、潤滑油の調整がうまくできず、材料がずれるのが気になり、材料の端を指で押さえて足元にあるスイッチを押して作業を進めようとしたところ、材料のずれ	52	11209	10~

	11	を気にするあまり、手元の注意がおろそかになってしまい、材料の右端の下穴の部分を右手人差し指で押さえたまま足元のスイッチを押してしまい、タップの針が右手人差し指に刺さってしまい負傷した。			29
4	10～ 11	ラインでレール変形の修正後、動作確認のためライン内に留まり、ライン作業者に手動操作で動かすよう指示した。レールを動かした時、連結されている台車フレームのクランプシリンダーが後方より接近したのに気がつかず、フレームとシリンダーに挟まれた。	49	11502	500 ～ 999
4	16～ 17	当社内において、ステンレス棒鋼の伸線作業中、製品のキズの有無を目視しなければならないところ、指示をしていないにもかかわらず製品に触れてチェックし、製品と機械の間に挟まれた。	46	11209	1～9
4	14～ 15	当事業所において、自動車部品のベアリング用保持器の加工作業中、手動式油圧単能盤に部品を右手で取り付け、部品取り付け後に右手でスイッチを押すところを左手で押してしまい、取り付け保持していた右手が挟まれ、作動を始めた加工部に当たり右手小指を負傷した。	53	11502	30～ 49
4	15～ 16	丸缶成形作業中、底蓋材補給の時にこぼれてしまい、あわてて拾おうとしたため停止レバー（クラッチ）を操作せずに手を出し、ターレットに挟まれ負傷した。	42	11203	10～ 29
4	11～ 12	第3工場において、金型交換時ダイキャストマシンに同じ長さの棒を4本押入する作業中、1本だけ長さの違う棒を押入したため、長い方が押しつぶされその棒を外そうと右手を機械と棒の間に押し当てた所、マシンが移動して棒とマシンの間に挟まれ、右手を負傷してしまった。	23	11209	50～ 99
4	14～ 15	会社工場内にて油圧パンチャーを使用して鋼材に穴を開ける作業を行っていた。左手で鋼材の穴を開ける位置を変え、右手でパンチャーを操作していたところ視線を外した際、誤ってパンチャーのスイッチを入れ、左手人差し指をパンチャーで挟んだ。	63	11209	1～9
4	15～ 16	工場ですプレス加工中に金型に人差し指を挟んだ。	64	11209	1～9

4	13~ 14	バックミラーステー（ミラー取付支柱パイプ）加工ラインにて手動ベンダー機（1980年製）を使用してパイプの曲げ作業を行っていた。パイプをベンダー機にセットする際、金型内に右手を入れてセットを行っていた。その際に突然ベンダー機のパイプ固定部分が動き、金型にセットしたパイプとベンダー機のパイプ固定部分との間に右手を挟まれた。近隣の作業者が本人の知らせを受けベンダー機の解除を行った。（右手が挟まれていたのは30秒ほどである。）	29	10805	100 ~ 299
4	11~ 12	工場内においてD16、7500切43本R5100を2本ずつ加工している際、鉄筋の先端に気をとられ材料を持っていた左手親指がローラーに挟まり、慌てて手を引きぬいた為、左手親指の爪と指の先端から1cmぐらいの所で切れた。	25	11209	30~ 49
5	11~ 12	工場油圧ベンダーを使用してMIM焼結後のゲートカット作業をしている時に、製品を機械にセットした後にズレが発生したので指でズレを直す際、誤ってフットペダルを踏んで指を機械に挟み、右手人差し指を負傷した。	32	11203	10~ 29
5	13~ 14	当社工場内でフォーミング加工機の段取り中に、左右にスライドする保護カバー間（クリアランス20mm）に左手の第4指と第5指を挟んでしまい負傷した。	19	11203	50~ 99
5	14~ 15	会社工場内において、アルミ製品をメタルソー切断機で切断中、製品を手で押さえている時、手袋のほつれた部分がメタルソーに巻き込まれた。	61	11209	1~9
5	8~9	工場内鉄筋自動曲げ機を使って鉄筋（900mm×10mm）を曲げる作業をしている時に、右手が曲げ加工の部分に触れているのに、曲げ加工のスイッチを押した為、右手が巻き込まれて右手人差し指を負傷した。	38	11209	1~9
5	9~ 10	当社工場にて鉄筋の両端にネジを接合する作業を行っていた。片側の接合が終わった鉄筋束2つ（2.7t）をクレーンを用いて吊り上げ、180度転回し反対側の端面に接合を行うため、接合機の供給テーブルに鉄筋束を降ろそうとした時、供給テーブル端部にあるスタンションと鉄筋束（吊	19	11001	50~ 99

		荷) の間に右示指を挟み負傷した。			
5	12～ 13	工場2階の量産設備39号機において、センサーが不良品を検出し、設備が停止した際に移動ユニットに左手が挟まれた。その場合「必ず設備の連動運転を切る」という決まりになっていたが、そのルールを守らなかった。作業者は、長年その機械を使っていたが怪我をしたことがないと過信していた。	65	11502	30～ 49
5	2～3	被災作業者は、熱処理職場にて油圧機による本締め作業を行っていた。食事休憩の為、作業を中断した際、インパクトレンチの回転方向を失念し、閉め方向とは反対の緩み方向にセットしてしまった。それによりセットした材料が崩れた為、材料の上部を左手で押さえ、右手にて油圧装置の方向制御弁レバーを持ったが、誤って下降側に入れてしまった為、降下した油圧装置のシリンダーと加工材料との間に左手人差し指が挟まり負傷した。「経皮的鋼線固定術」処置を行うが患部が腫れ、感染症と分かった。	59	170101	50～ 99
5	11～ 12	派遣先会社内工場にて、加工機へ部品をセットしようとした際、加工機の定位置に部品材料を置きチャックで固定しようとレバーを移動させた時、誤って指を挟んでしまい左手親指を負傷した。	44	11502	50～ 99
5	14～ 15	第1工場作業エリアにおいて、テクセル（プラスチックの板）に接着剤を塗布し広げる作業が終わる毎にローラーに付着する接着剤の汚れをウエスで拭き取る。ローラーの表面に接着剤の残りカスが無いことを、目視で確認するためにスイッチを押した状態でローラーを回転させてしまった。その際、被災者はローラーの汚れに気付き、とっさに回転しているローラーにウエスで汚れを拭き取ろうとしてローラーに巻き込まれた。通常は作業者が汚れに気が付いた時、スイッチ作業をする者に声を掛けてローラーを止めてもらい清掃をするようにしていた。挟まれた直後は総務経理事務所近くまで自力で歩いて来られたが、事務所前でうずくまってしまった。後で分かったが、元々貧血傾向にあり、挟まれたことで貧血を起こしたものである。	50	170101	30～ 49

5	10～ 11	工場内にて自動車部品加工中に、加工ラインの途中、部品を右手で外して左手で取付し、右手でスイッチを押したと同時に部品が正常な位置に取付されていない事に気付き、とっさに手を入れて部品の位置を直そうとしてしまい、左手小指を挟んだ。	48	11502	30～ 49
5	13～ 14	派遣先工場にてガス器具の製造作業に従事中、鋼製パイプ（直径1cm、長さ20cm程）を加工機の差し込み口にセットし、機械が作動するとパイプを挟んで固定し加工を開始するのだが、パイプを深く持ってセットした為、安全センサーが指に反応して機械が作動しなかった。被災者は作動しない原因が分からず、作動ボタンを乱打しているうちに機械が作動してしまい、パイプを持っていた左手の母指が機械に挟まれた。	53	11301	300 ～ 499
5	13～ 14	被災者が左手で鋼管を持ち、右手でボタンを押してツバ出し加工中に、鋼管の根元を持ち過ぎていたため安全センサーがしばしば反応して機械が停止していたが、持ち手を変えたり起動ボタンを連打した際、親指がチャックの可動域に入ってしまった、挟まれて停止した。	53	170101	100 ～ 299
5	11～ 12	工場内でパイプ切断機の段取り中、誤ってスイッチを起動した為にパイプとストッパーの間に右の中指が挟まれた。	38	11502	10～ 29
5	8～9	工場内で鉄筋の棒をローラー部分に入れ曲げる作業中、工場内通路を車が走行した際、それに気を取られて鉄筋の棒から手を離すのが遅れ、そのまま両手をローラー部分で挟んでしまい、両手打撲・左手小指骨折をした。	60	170101	50～ 99
5	16～ 17	工場内で鋼管下降（ネジ切り）を自動で行っている時、切粉が鋼管に巻きついた事が原因で機械が停止したため、詰まった鋼管を手で取り除こうとした。その際、電源を切らないようにするスイッチバーが完全にずらしきれておらず（詰まりの為）、手を伸ばした時に振動で次工程への作業を進める為のリーダーが作動し、右手人差し指を挟まれた。	38	11002	100 ～ 299
5	12～ 13	キット袋詰室でシーラー気を操作中に、指を挟まれ、右手中指を切創した。	63	10109	100 ～ 299

5	11~ 12	工場内で抽伸機の型を交換中、誤ってキャレッジ戻しのレバーを作動させてしまい、キャレッジが戻ってくる位置に左足を置いていた為、鉄壁とキャレッジの間に左足を挟み負傷した。	44	11109	30~ 49
5	16~ 17	廃棄品置場整理の為、テスト廃棄缶のプレス作業中に、プレス後の缶を型枠より取外す際に型枠がずれて左手人差指先端を型枠に挟み、指尖断裂した。	28	10106	100 ~ 299
5	15~ 16	工場内でバンドソーを使用してパイプ切断の連続作業を行っていた。材料を切断し、鋸刃ハウジングが下降端に達すると鋸刃の回転が自動的に停止するのだが、惰性の為に完全停止まで約10秒を要する。完全停止を確認せずに次の動作（鋸刃ハウジングを上昇させバイスを緩め材料を引き寄せる）に移ったため、回転する刃に軍手が触れて巻き込まれた。	59	11301	50~ 99
6	11~ 12	工場にて鉄筋曲げ加工機のメンテナンスを終え、正常に作動するか試験中に発生した。長さ約1.0m、太さ直径約1.3cmの鉄筋を手で押さえて先端から順に折り曲げ、2回目の折り曲げ時に、折り曲がって来た先端部が押さえていた右手人差指に接触し、負傷した。	62	30209	10~ 29
6	15~ 16	会社工場内において、アイアンワーカー（アングル加工機）で切断作業を終えて加工物のアングル（L50×50×6）を右側に干渉しないところまで動かしたつもりでターンテーブルを回した時、次のアタッチ部にアングルがぶつかり、そこに手を置いていた本人の右手親指が機械のガイドとターンテーブルにぶつかったアングルに挟まれて親指を負傷した。	30	11209	10~ 29
6	11~ 12	製造課職場内において、自動車用エアコンパイプの曲げ加工作業中、ベンダー機を使用していたが、型に加工品がうまくセット出来なかった為、製品がぐらついたのをそれを押さえようと左手を添えたまま、誤って起動スイッチを押してしまい、左手親指を型と加工品の間に挟んでしまい負傷した。	28	11502	100 ~ 299
		工場内のパイプベンダー左側面から、銅パイプをパイプベンダーで曲げる作業をしている時に、パイプと機械（パイプを押さえるガイド部分）			

6	11~ 12	との間に指を挟んでしまい、左手人差し指を損傷した。当時、共同で作業をしていた同僚が、タッチパネルの操作を行っていたところ、機械が作動してしまい、ガイド部に手を掛けていた被災者の指が挟まれた。タッチパネルはデータ入力用で、パイプベンダーの操作は、押しボタンで別に設けられている。	31	11209	1~9
6	19~ 20	車両完成工程において、羽根のドアロールにセンターロックプレートを取り付ける際、5ミリのドリルで下穴を3箇所あけ終わり、8.5ミリのドリルで真ん中の穴をあけ、2番目に左側の穴をあけようとしたところ、ガスケットを押さえている左手親指部分の手袋が回転部に触れ、巻き込んでしまい、左手親指を捻った。	36	11502	1000 ~ 9999
6	19~ 20	ウイング製造において、羽根のロアールにセンターロックプレートを取り付ける際、5ミリのドリルで下穴を3ヶ所あけ終り、8.5ミリのドリルで真ん中の穴をあけ、2番目に左側の穴をあけようとしたところ、ガスケットを押さえている左手親指部分の手袋が回転部に触れ、巻き込んでしまい、左手親指を捻った。	36	170101	100 ~ 299
6	9~ 10	当該建設工事作業所の1階地上にて、ステンレス管（20A）を切断して、内部・外部のバリ取り作業を電気ドリルを使用し、軍手を着用して行った。左手にステンレス管、右手に電気ドリルを持つての不安定な状態であったため、電気ドリル先端の研磨刃部分がステンレス管外部から滑り、左手親指に接触し、軍手を巻き込み、当該部を受傷した。	49	30203	30~ 49
6	18~ 19	派遣先にて、パイプの成型・加工作業に従事中、パイプ（直径約30cm、長さ約240cm、プラスチック製）を研磨機にセットし、表面の塗装面に出来た突起物をペーパーで削ってから研磨機を作動するところを、誤って研磨機の作動中にペーパーをかけ、手元が狂って回転中の砥石とパイプに右母指が挟まれ受傷したものである。	29	170101	100 ~ 299
		社内、彫刻刀打込室にて、彫刻刀の板に刃を機械で打ち込む作業をしている時、打ち込みの専用機械で、機械全体が少し窓際にずれていたのが元に戻そうとして、機械のスイッチを「切」にして機械全体を手前に移			30~

6	8～9	動させた。移動後、機械が動いてもどこかに当たったりしないかを確認するため、電源を「入」にしてフットスイッチを踏んで機械を動かしてみた。その際、まだ手が機械の右端にあったため右手親指を挟まれた。	52	11201	49
6	11～12	当社工場内にて、2人でベンダー機のクランプを調整中、被災者が機械に右手を置いている状態で、他の1人が調整が終わったと思い、次の作業をする為に戻しボタンを押してしまったため、機械とクランプに右手を挟まれ負傷した。	74	11209	10～29
6	15～16	プレス機が連続自動運転中、油吸着マットを交換するために踏み台に上ろうとした時、アジャスターが外れて踏み台が傾き、体勢が崩れてしまい、可動ヒッチとエンドブロックの間に左手人差指を挟んでしまった。 (本来、油吸着マットは運転中に交換しない。)	49	11402	50～99
6	10～11	モータ用歯切り加工にて、ワークをセットして起動後、ワークより奥側の切粉を取ろう（清掃）とし、後ろ側から左手を回して作業したところ、ビニール手袋が大きく、先端部分が歯切り設備（ボブ）に巻き込まれ、一緒に指も巻き込まれた。巻き込まれると同時に停止ボタンを押し、手を引き抜いたが、既に左手指四本を損傷していた。	37	11401	500～999
6	9～10	工場内において水道管の修理作業中、ネジ切り機でネジを切断中に、誤って機械が停止する前に、右手人差し指が回転していたネジに触れて切創した。	22	30203	1～9
6	8～9	工場No.1コイル結束機にて、結束機Dヘッド誘導ガイド調整作業を行うため、前日から工場全体が定期修理で設備を休止状態にしていたため、結束機の可動準備に着手した。操作盤にて結束機を可動させたところ、設備に干渉し、インターロックが掛かり操作盤での操作が出来なくなったため、設備に取り付けられてている電磁弁の強制動作スイッチを操作し、ヘッド台車を前進させたところ、ヘッド台車のフレームと電磁弁のコネクタ部に右手薬指の先端を挟まれた。	40	11001	300～499
	13～	電気工事で、アイアンワーカーを使い銅バーを切断している時、カッ			30～

6	14	ターの上のシリンダー（ピストン）が下降して来て、指を挟まれ負傷した。	60	11401	49
7	8~9	工場朝に残材の片付け整理中に発生した。長さ約1m、太さ約2.5cmの鉄筋を、切断機で切断する際に誤って鉄筋先端部を持って押さえていたため、切断の反動で鉄筋と台の間に左小指をはさみ負傷した。	57	30209	10~ 29
7	14~15	工場内で作業中、成型ローラー機で作業をしていて誤って作業用手袋ごと引っ張られ、両手の人差し指、中指、薬指の先5~10mm程度の皮膚裂傷。	61	11209	10~ 29
7	10~11	工場内Divo5号機の積層装置で、材料交換時の連続捨て加工時に、積層装置内回転テーブル上の金属破片を手で払い除けようとした際に、回転移動治具と固定治具の間に左手中指を挟まれ開放骨折をした。	38	11502	30~ 49
7	17~18	工場内のミゾイレ加工機の製品を締めつける装置に人差し指を挟まれて骨折した。製品を持ったまま、締めつけのレバーを入れたため挟まれてしまった。	25	11301	1~9
7	8~9	切断機を使っているときに隙間に入ってしまった製品を取ろうとしたときにボタンを押してしまっ指を挟まってしまった結果、打撲を負った。場所は本社工場である。	38	10805	30~ 49
7	17~18	ダイヤスト製品の切断作業を終了し清掃作業をやり始めるところで、先ず、切断機（丸ノコ）の電源をOFFにした。通常なら、丸ノコの回転が完全に停止したことを確認してからエアガンで切り粉を飛ばし、掃き掃除をするが、実際には丸ノコの回転が未だ停止しておらず、そのことに気付かないままエアガンを使用し、右手にエアガンを握ったまま丸ノコの刃に接触してしまった。	62	11101	50~ 99
7	15~16	工場より工務店の加工に来た時に鉄筋曲げ機のストッパーの部分に左手の中指とくすり指を挟んで指を傷病した。（出張で加工場から鋼材内で鉄筋加工中に傷病した。）	48	11209	1~9
	13~	工場にて在庫の鉄筋曲げ機で加工中に発生した。長さ約1m、太さ直径			10~

7	14	13mmの鉄筋を加工機にセットしている途中で足で作動させるスイッチを作動させてしまい左手を作動部と鉄筋に挟み左手を骨折裂傷した。	75	30209	29
7	10～ 11	工場内でKP車輪（トラクタ用補助車輪）のパイプベンダー作業中に、曲がってくるパイプをベンダーロールに干渉させないようにするため、パイプを持ち上げようとしたとき、右手中指をベンダーロールとパイプに挟み込んでしまい、指先1cmを損傷し、中指の骨にひびが入ってしまった。	22	11301	50～ 99
7	19～ 20	本社工場内において、材料の鍛造品（φ60×410）の端部を切断機で加工中、切断機が急に停止したため、加工部のノコギリ刃を手で引きだそうとしたところ、機械が動き出し、ノコギリが降りてきて左手中指を挟まれ負傷した。	22	11502	50～ 99
7	11～ 12	工場内にて、開先機で工材の加工及びバリを取る作業中、工材が積んであるためローラーが回らないと思い、上部のバリを取ろうと上に乗ったところ、ローラーが回ってしまい、ローラーとローラーの間に右足ひざ下を挟まれ負傷した。	23	11209	10～ 29
7	14～ 15	横中ぐり盤にセットしようとした加工物がずれて指の上に落ち、右手人差し指・中指・薬指を剥離骨折した。	58	11509	1～9
7	9～ 10	工場内でアルミ製品（自動車用サンルーフレール）を機械にセットし、曲げ加工作業を行っていた。機械の動作中、製品を取り出すため、製品上部から手をかざしていたところ、製品を固定する万力の本体部と可動部の間に小指の腹を挟んだ。その状態から手を引っ込めたため、小指の腹に裂傷ができた。機械の動作終了を確認し、製品の下から手を入れていけば安全な作業であった。	40	11502	50～ 99
7	9～ 10	工場内でアルミ製品（自動車用サンルーフレール）を機械にセットし、曲げ作業を行っていた。機械の動作中、製品を取り出すため、製品上部から手をかざしていたところ、製品を固定する万力の本体部と可動部の間に小指の腹を挟んでしまった。そのまま手を引っ込めてしまったために、小指の腹に裂傷ができた。機械動作が終了してから、また、製品の	40	170101	100 ～ 299

		下から手を入れていれば安全な作業であった。			
7	13～ 14	工場内で機械の切断時に、鉄骨材（アングル）を鋸刃（バンドソー）機で切断中、重ねた材料が振動で跳ね上がり、切断した材料と鋸刃機で手を挟んだ。	59	30201	30～ 49
7	14～ 15	自社工場の切断機で鉄板を切断しようとしたとき、鉄板が下に落ちそうになったので、咄嗟に手を出してしまい、上昇してきた切断機の台と鉄板の間に指を挟んでしまった。	30	30309	1～9
7	12～ 13	公団BOX枠組付け溶接工程において、台座に切断材料をセットし、起動ボタンを押した。材料のセット状態を確認したとき、材料が乗り上げていた。以前、その状態で作業を続行し機械の故障をまねいたため、咄嗟に自動運転中にもかかわらず、機械の中に手を入れてしまった。その結果、クランプと材料の間に右手親指が挟まった。	25	170101	50～ 99
7	15～ 16	鋸盤加工場で、端材処理作業をしていたところ、フラットバー（16mm×60mm、L150mm）を固定するため、油圧クランプの可動範囲内に、材料をセットする右手人差し指が入った状態で、油圧クランプのスイッチを左手でスイッチONにし、右手人差し指を油圧クランプで挟んで負傷した。	35	11209	50～ 99
7	19～ 20	プレス作業場において、エキスパンドメタルという弊社で加工した材料を、シャーリングマシンでカットする作業をしていた。相当古い機械であるため、安全対策が十分とりきれていなかった。カットする際、位置を合わせていたところ、刃物の付近まで手が入っている状態で足踏みのペダルを踏んでしまった。その際に、左手中指、薬指の第一関節付近を切断し、急搬送された病院で2本の指の接合手術が行われた。	39	11209	10～ 29
7	14～ 15	工場内のセッチングを行う場所で、セッチング（バネを密着状態まで押す）作業中、バネを押し込んだときに異音が出たため、コンプレッサー固定土台とバネを押す可動板の間に金属でも噛み込んだと思い、取り除こうとして指を差し込んだ。このとき、コンプレッサーのフットブレーキから足が離れ、可動板が戻ってきたため、固定土台との隙間に指を挟	24	11209	10～ 29

		んだ。			
7	11～ 12	本社2階工場内の帯鋸切断機前で、切断済の鋼材をドラム缶に入れる際、先にドラム缶に入っていた材料に当たり、飛び跳ねたため、切断機の台の端と鋼材の間に左手中指の第一関節付近を挟まれて、粉碎骨折となった。そのときに神経も切断されたと思われる。	23	11209	50～ 99
7	13～ 14	当社工場において、ヘッター機の調整中に、前後に動いているセンサーの隙間に左手の人差し指を挟まれ、左手の人差し指を負傷した。	59	11202	10～ 29
7	14～ 15	鉄筋切断機内で、スクラップ切断処理をしているときに、左手で鉄筋を支えていたため、切断時に支えていた鉄筋が跳ね返り、左環指を挟んで負傷した。	17	11209	1～9
9	17～ 18	事務所駐車場にて、LPガス用のガス管の切断をしようと被災労働者にガス管をおさえてもらうよう依頼、素手で持とうとしたので手袋をするように言った。その手袋が甲の方は布で平の方はゴム製のためガス管といっしょに手を持っていかれたため骨折した。	57	80204	30～ 49
9	14～ 15	工場ペンチ職場に於いての作業中、チャックを閉めようとした際、スイッチを切らずチャックハンドルを入れ、それに左手を置いたままペンチを動かすペタルに足を乗せてしまいチャックハンドルが回転し、その勢いでチャックハンドルの先が、左手親指と人差し指の間に入り、穴があき切れてしまいました。	53	11209	50～ 99
9	14～ 15	派遣先にて、リベットかしめ機で作業中に、手元を見ずに機械を起動させてしまい、その際にプレス部に指を挟み、右手親指を負傷した。	39	170101	300 ～ 499
9	6～7	アルミラッシングレール（9600mm×130mm）を短くカットする為、丸ノコ切断機で切断中（約1500mm）3枚目を切断し終り、次の送りをする為、停止ボタンを押し材料に手を出した時に、惰性回転しながら戻る丸ノコ刃に右手が接触し受傷した。	51	11502	1000 ～ 9999
		当社工場にて、大型ダンプに取り付ける鉄板を電気ドリルで穴あけ加工			

9	16～ 17	中、電動ドリルの調子が悪く、電源を切って電気ドリルのチャックを締めていた際、誤って電源を入れてしまい、右手が電気ドリルのチャックに巻き込まれ負傷したもの。	37	11701	10～ 29
9	9～ 10	工場内において、端末加工機で銅管の先端を加工中、誤って銅管をセットする右手が残っている状態で加工スタートスイッチを押した為、右手人さし指と中指の2本が加工機に挟まれて負傷した。	67	11409	30～ 49
9	9～ 10	工場内において、端末加工機で銅管の先端を加工中、誤って銅管をセットする右手が残っている状態で加工スタートスイッチを押した為、右手人さし指と中指の2本が加工機に挟まれて負傷した。	67	170101	500 ～ 999
9	13～ 14	作業者が、当社工場内において自動ロボット機で生産中、パイプ加工品払い出しの左右の昇降リフトの上昇スピードが違うため、自動運転中スピコン調整する際に、誤って右手薬指爪半分位を、材料固定クランプに入れてしまい指先を挟んでしまった。	19	11203	100 ～ 299
9	17～ 18	会社内工場で、ステンレスの板をカットしている時に板下に入れた指を抜けきらず、右手中指先切断した。	25	11209	10～ 29
9	11～ 12	本社工場でVベルトの亀裂発熱を点検中、目を逸らした際誤ってモータから繋がっているVベルトとVプーリーとの間に、右手指先を挟んでしまった。	42	11009	10～ 29
9	9～ 10	工場内において、摩擦圧接機を操作中ボタン操作の順序を誤り右手を油圧バイスクランプに挟まれた。	39	11209	10～ 29
9	16～ 17	切断機フレーム供給口から切断品を右手で取っている最中に、次の切断寸法にバックゲージを作動させてしまい、右手人差し指を切断機テーブル背当て部とバックゲージで挟んでしまった。	26	11301	50～ 99
9	14～ 15	本人は小径曲げ短管の組立作業に従事していた、曲がり管へフランジを取り付ける作業に入り、台に乗せた50Aのパイプを左手に掴み、曲がった先のパイプの上に水平器を置いてレベルを見ていた、水平になったことを確認して、左手で持っていたパイプをエアシリンダーを使って台に	24	11501	1000 ～ 9999

		固定するためシリンダーのバルブハンドルを右手で入れた、その際、エアシリンダーの真下とパイプを押さえていた左手小指を挟み受傷した。			
10	11～ 12	フープ工場で閉鎖型フープの溶接作業をしている時に、左側の鉄筋をクランプする際、鉄筋を掴んでいた右手が滑り、クランプされる部分に、右手の小指を挟んでしまった。	31	11209	10～ 29
10	8～9	一般住宅改修工事現場において、手袋をし、ねじ切り機でパイプにテープを巻く作業をしていたところ、手袋にテープがくっつき一緒に巻かれて脱臼した。	60	30203	10～ 29
10	9～ 10	C2ライン仕上げ外径機において、段取り中、芯合わせをしていて手動スイッチを押したら、機械に手を置いていたため、オシ Copp が戻りオシ Copp と機械の間に右手親指先端が挟まり負傷した。通常稼働は安全カバーがあるが、段取り中の為安全カバーは外されていた。（カバーをつけたままだと段取りが困難なため。）	53	11502	10～ 29
10	8～9	縦型マシニング操作時、工具長測定後にベースマスターを取ろうとしたが、誤ってアンクランプのボタンを押してしまい、左手甲の上に工具が落下しけがをした。	42	11301	1～9
10	11～ 12	当工場内において、圧造加工機にてヘッドネジを作成中、機械の調子が悪かったので調整していたとき、誤ってスイッチを入れてしまい、左手が機械の可動部分に触れていたため、同手示指が銅線（直径7mm）を切断圧縮する部分に挟まれ、その際に同指を圧迫負傷したもの。	58	11202	1～9
10	20～ 21	パイプ曲げ加工中、左手の指（親指、人差し指）をパイプと機械の間に挟み、つぶれるような感じになってしまった。	46	11209	10～ 29
10	9～ 10	量産開始直後、幅寸法を下げる時、幅のナットの下側に指が掛かっている状態で次の製品が来ているのに、手を離さず、左小指をナットとサドル本体に挟んだ。	18	11209	100 ～ 299
		工場内の伸線機（速伸17号）の線通し作業に於いて、1頭目の線通し1回目は、先端先付け部で断線が発生して失敗し、2回目は先端引き出し治具			100

10	21～ 22	のトンスのクサビが滑り線材が抜け失敗した。3回目はクサビが滑りそうだったので、トンスの端部を右手で掴み支えて寸動させた時に、伸線ドラムとトンス間に挟まれた瞬間、その右手を引き抜いた時に右手中指を欠損創させた。	39	11001	～ 299
10	11～ 12	レーザー加工機運転中、止まってしまい、手でタレパンを落とし復帰させようとしたところ、機械が動き左手が挟まり負傷した。	35	170101	500 ～ 999
10	11～ 12	就業場所の板金エリアで、レーザー加工機が停止してしまい、切り抜きを左手で上から押さえて落とそうとしたところ、切り抜きが下方へ動いたと同時に機械のセンターテーブルが移動し、切り抜きと左手がフィラーテーブルとセンターテーブルの間に挟まり、左手を負傷した。	35	11401	300 ～ 499
10	8～9	派遣先にて、切断機で鉄の棒、約12mのものを切断作業中に無意識に手を切断機においてしまい、そのまま足元の切断ペダルを踏んでしまったため、親指を挟んだ。	52	11209	1～9
10	10～ 11	被災者は、当日工場の磨き棒鋼引抜機で、操作盤を操作しながら、自動運転によって材料の引抜・加工に従事していた。被災者は通常の操作中では立ち入る事が無い搬送ラインの場所へ立ち入った。その際、材料の切断後、一旦電源が切れるものの7秒ほど惰性で回転している切断機ブレードに誤って触れてしまい、上着の右袖部分が、ブレードに引っ掛かり、右腕を巻き込まれた。その結果、右手首を負傷した。	45	11209	1～9
10	8～9	製品自動整列機で素材が素材箱から安全に取れず、素材箱と一緒に搬送され、素材箱が整列機テーブル上に落下した。このとき、磁石部のセンサーが切れずに昇降チェーンが「たるみ」オーバーランとなった。手動にて箱、素材を整理後、自動に切り替え、昇降チェーン駆動の減速モーターの動きの補助でベルトを軍手のまま触ったため指先がベルト・プーリー間に巻き込まれ、左手小指第一関節裂傷した。	45	11204	100 ～ 299
	11～	当社第二工場（研磨）において、品物セット時に品物の異物を挟み取るうとした時、誤って足元クランプ開閉スイッチを踏んだためクランプ用			100

10	12	治具が動き、取り付け台とクランプ用治具に右手人差し指を挟まれ負傷した。	44	11502	～ 299
10	11～ 12	弊社工場内にて、BTA機（染文加工場）の油受けの圧力を調整していた。調整後、本来であれば圧力スイッチをオフにしてバイスを開かなければいけないところを、オフにしたと思い込み、油受けの圧力がある状態でバイスを開いたため、材料と刃物の間に指が挟まれてしまった。その際、作業者はよそ見をしており、手を避けるのが遅れた。	39	11209	30～ 49
10	9～ 10	工場内の作業場内で、鉄筋径10mmの材料を長さ12cmに寸法切りする作業をしていた。切断する材料が短くなったため、重量バランスをとるためにアングルを材料の上のせてセットし、切断機のスイッチを右手で押したところ、セットしていたアングルが動いたのが視界に入ったため、瞬間的にアングルの動きを止めようとアングルに手を添えてしまった。降りてきた切断機本体の上下に動く固定治具とアングルに右手中指を挟まれ負傷（裂創・骨折）した。	52	11209	10～ 29
11	14～ 15	工場壁際の一角で鉄板の丸め加工作業をしている際に、スイッチを入れたまま右手をローラーに近づけて巻き込まれてしまった。手袋を着けたまま作業をしてしまった。	44	11209	10～ 29
11	14～ 15	工場内切断機にて、切断した材料（鉄製：縦10cm、横8cm、高さ5cm）を左手で取り出す折に、手元が狭く持ちづらかったので、材料を固定するクランプを広げるため右手で開のスイッチを押すべきところ、誤って閉のスイッチを押したため、左手小指をクランプと材料の間で挟み負傷した。	45	11209	1～9
11	13～ 14	（発生状況） 工作機械の刃の復旧作業を行っていた。ローラーに刃を取り付ける際に誤って駆動ローラーの回転箇所を手を入れてしまい、右手親指を設備の上板（鉄板）とローラーの隙間（10mm程度）に挟んでしまった。（発生原因） 被災者は設備を停止させたとつもりで作業を行っていたが、実際には設備の電源はONであり、回転している駆動ローラーに	57	11502	10～ 29

		手を接近させてしまった。			
11	15～ 16	本社製造第6班大型トラック組立ラインで、部品生産加工（ニードルベアリング左入工程）を行っている時、部品が倒れそうになったため、起動ボタンを押した後に手を出した時に、左手人差し指が部品とシリンダーの間に入り、指を挟まれ受傷した。	33	11502	100 ～ 299
11	9～ 10	バフ（円型の布が回っているところにステンレスの商品を当てて磨く）中に指を巻き込まれ、右手人差し指第2関節部分を切った。	68	11301	10～ 29
11	10～ 11	鉄筋を加工している時に加工する機械に右手の中指を挟んだ。右手中指の先端が切れ骨折した。	20	30201	1～9
11	11～ 12	当社工場内、スピニング加工場の切断機において、メタルケースの底切断作業時、メタルケースを切断機専用の金型に入れて、切断作業を行おうとしたところ、メタルケースが安定性を欠いたため左手で支えたが、その際に小指がケースと心押しの間にあることに気付かずに、スタートボタンを押したため左手小指を挟み、骨折及び裂傷した。	48	11209	10～ 29
11	9～ 10	お客様宅で設備車両荷台にて、配管のネジ切り作業を行っていたところ、配管を支えていた左手を回転する配管に巻き込まれ、中指第二関節部より切断した。	55	80204	10～ 29
11	9～ 10	工場内でベンダー機の操作中（クランプ中）に滑り止めのペーパーが外れそうになり直そうとした際、クランプの中に手を入れ挟まれた。	53	11209	50～ 99
11	17～ 18	工場内で鉄筋の切断をしている時に、左手でレバーを引き切断を行おうとしたところ、右手で押さえていた鉄筋がずれていたのに気づき、それを修正しようと咄嗟に左手を出してしまい負傷した。	27	11209	1～9
11	15～ 16	工場内、ベンダー機による鉄筋の曲げ作業をしていた際、90度曲げのスイッチを操作すべきところ、誤って隣にある180度曲げのスイッチを操作して作業したため、機械が作業者の想定以上に作動し、鉄筋を保持していた右手が、鉄筋を曲げるアームに挟まれて、右手中指を負傷した。	40	170101	1～9
		当社工場内の鋼板折曲機（ベンダー機）で鋼板の折曲加工中、通常より			

12	11~12	小さい物を曲げるにあたり、指でベンダーの刃先近くの奥で板を押さえ ていたが、その板がズレたところに機械の刃先を下ろしてくるタイミン グが重なり、右手人差し指を挟んでしまった。	41	11209	1~9
12	12~13	年末仕事納めの日に、加工場・機械類を含む掃除・片づけをしていた 際、誤って加工場切断機の切断ボタンを押し、手を損傷した。	53	30209	1~9
12	13~14	レーザー加工機、材料クランプ位置を調整中、誤って足元の操作ペダル を踏み、降りてきたクランプに右手薬指を挟まれ、薬指先端より第一関 節の間1/3部分を開放骨折した。	57	10509	50~ 99
12	15~16	電線皮剥き機の掃除およびメンテナンスを行っていたときに、誤ってギ アにウエスが挟まり、そのまま手を持っていかれた。普段は電源を入れ ずにメンテナンスをしているが、なぜか今回に限って、作動させながら メンテナンスをした。	62	80109	10~ 29
12	16~17	リコイラー作業に従事中、巻き取り作業が終了し、コイルカーで搬出作 業中に、ドラムサポートが上がったままコイルカーを自分で操作し、ド ラムサポートに製品がぶつかり、コイル内周が奥へ抜けそうになった。 被災者が咄嗟に右手で奥側のコイルを押したとき、奥側に設置された転 倒防止バーとコイルに環指および小指を挟まれ受傷した。	24	11209	50~ 99
12	14~15	2人ペアでパイプを曲げる加工中に、もう1人が部材を外す前に本人がス イッチを押した。部材が外れていないことに気付いて、本来動作を止め るべきところ、止めずに機械の中に入り、機械のハンドルに挟まれた。	50	170101	100 ~ 299
12	8~9	2階工場にて線材加工中、ネジ切機械のローラーに手指が巻き込まれ、右 中指第一関節辺りから切断・粉碎骨折し、右人差し指の腱断裂及び骨折 を負った。	56	11301	10~ 29
12	15~16	第1倉庫で角パイプを切断中、15分の休憩後、再び作業を開始した。そ の際、機械の始動ボタンを押し、機械の駆動部分を覗き込んだところ、 バイスと機械本体に挟まれて負傷した。	67	80109	30~ 49
		鉄筋加工場において、鉄筋材料を適切な長さにするため鉄筋切断機で切			

12	16~17	断していた。鉄筋切断完了後、切断機の刃が上に戻るのを確認せずに誤って、入れてはいけない場所に手を入れてしまい、左手の親指を挟んで骨折および裂傷を負った。	25	11209	1~9
12	9~10	事業所作業場内において、鉄筋の自動切断機（チェーン部分）にグリスを塗って補充していたところ、いつもはスイッチを切った状態で作業を行うのだが、この日に限りスイッチを入れたまま作業を行ったため、機械の回転棒が身に着けていたヤッケ（防寒具）に巻き込まれ、右鞞丸・右太もも・左右の骨盤を負傷した。	52	11209	1~9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html